

## 旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、旭川市補助金交付基準に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金は、市内の個人又は事業者に対し、木質バイオマスストーブを導入する費用の一部を補助することにより、本市の豊富な森林資源のエネルギー活用の拡大を図ることにより地産地消を促進し、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、旭川市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住する予定がある者

(2) 事業者 旭川市内で事業活動を行っている者

2 前項の事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 旭川市中小企業振興条例（平成23年条例第29号）第2条各号に規定する中小企業者及び組合等

(2) 社会福祉法（昭和27年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

(5) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条に規定する管理組合法人

(6) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を税務署長に提出している個人事業主

### (交付の対象)

第3条 市長は、第1条第2項の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する個人及び事業者に対し、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る請負工事は、第10条第2項に規定する通知を受けた日以後に着手するものに限る。

3 前項に規定する請負工事を実施する者は、旭川市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者に限る。

4 補助対象経費は、第2項に規定する補助金交付の対象とする設備（以下「補助対象設備」という。）の請負工事に係る費用のうち、工事の対象となる当該機器代とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第2条に規定する者とし、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(1) 旭川市の市税を滞納していないこと。

(2) 自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅又は事業活動の実施若しくは実施を予定している市内の事業所（以下「建築物等」という。新築予定を含む。）に補助対象設備を設置する予定であること。

(3) 補助対象者が前号の建築物等の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から補助対象設備の設置について承諾を得ていること。

(4) 薪ストーブを補助対象設備とする場合は、薪ストーブを適正に管理できる者で、誓約書（様式第3号）に記載された事項を遵守できること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱における補助金の交付対象としない。

(1) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。

(2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者。

(交付の基準)

第5条 補助対象設備は、別表第1に掲げるものとする。

- 2 補助対象設備の要件は、旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に定める。
- 2 交付する補助金の額は、第6条の規定により申請のあった補助対象経費に、別表第1の補助率を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額とし、1万円以上、別表第1の限度額以内の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
  - (2) 申請手続きのための確認事項（様式第2号）
  - (3) 補助事業に係る見積書又は補助事業に係る請負契約書の写し
  - (4) 補助対象設備の形状、規格、効率及び構造が確認できる書類
  - (5) 誓約書（様式第3号）（薪ストーブを補助対象設備とする場合に限る。）
- 2 補助金の予算額及び交付申請の受付期間は、市長が別に定めるものとする。

(補助対象経費における利益等排除)

第7条 補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に申請者の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんに関わらず、利益等相当分の排除を行うものとする。

- 2 利益等排除の対象及び利益等排除の方法は、要領に定める。

(申請の制限)

第8条 交付申請は、一申請者につき同一場所、同一年度で1回、1設備とする。ただし、市長が別に定めるものを除く。

- 2 本要綱又は次の各号に規定する補助金要綱により交付を受けたことがある者は、同一の補助対象設備について申請することができない。
  - (1) 旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）
  - (2) 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）
  - (3) 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱（令和2年4月1日制定）
- 3 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）により交付申請した者は、同一年度の本要綱に規定する補助対象設備について申請することができない。

(交付予定者の決定)

第9条 市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請における補助申請額の合計が予算を超えない場合は、申請者全員を補助金の交付予定者（以下「交付予定者」という。）とし、予算を超える場合は、抽選により交付予定者を決定する。

- 2 市長は、前項に基づき決定した交付予定者に対し、審査対象者決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第1項に基づき決定した交付予定者は、市長が別に定める期限までに次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 交付予定者の市税の滞納がないことを証明する納税証明書
  - (2) 補助事業の工事内訳明細書
  - (3) 補助事業の内容を示す図面（平面図、立面図、付近見取図）
  - (4) 補助対象設備設置予定場所の写真（様式第4号の通知日以降に撮影し撮影日を記載したもの）

- (5) 登記事項証明書（申請者区分が事業者であり、商業登記をした会社・法人・個人事業主等である場合に限る）
- (6) 個人事業主公的証明関係書（申請者区分が事業者であり、商業登記をしていない個人事業主である場合に限る）

（交付の決定）

- 第10条 市長は、交付予定者の第6条第1項及び第9条第3項の規定による申請書類の審査を行い、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対し、交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
  - 3 市長は、前条第1項の交付予定者とならなかった者及び前項の補助事業者以外の者に対し、不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
  - 4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金を交付しないことを決定することができる。
    - (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
    - (2) この要綱に違反したとき。

（交付申請の取下げ）

- 第11条 申請者、交付予定者及び補助事業者は、交付申請を取り下げようとする場合は、速やかに交付申請取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による取下げを受理したときは、申請者及び交付予定者に対しては、不交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に対しては、交付決定取消し通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

- 第12条 交付予定者及び補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号の全てに該当する軽微な変更については、軽微変更届（様式第10号）により届出するものとする。
- (1) 当該変更に係る補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の15パーセントを超える、かつ、補助金交付決定額に影響を与えないとき。
  - (2) 補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- 2 市長は、交付予定者から、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、変更内容について、第10条に規定する交付の決定をするものとする。
  - 3 市長は、補助事業者から、第1項の規定による変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その結果を、交付決定通知書（変更）（様式第11号）又は不交付決定通知書（変更）（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。
  - 4 変更後の交付決定額は、変更前の交付決定額を上回ることはできない。

（完了報告）

- 第13条 補助事業者は、補助対象設備の設置工事が完了し、工事代金の支払が終了した日から起算して45日以内、かつ、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 完了報告書（様式第13号）
  - (2) 新築の建築物等に補助対象設備を設置した補助事業者は、住民票の写し
  - (3) 工事代金の支払が確認できる書類の写し
  - (4) 請負契約内容全体の工事内訳明細書
  - (5) 補助対象設備設置後の写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類

#### (手続代行者)

- 第14条 申請者、交付予定者及び補助事業者は、第6条の交付申請、第9条第3項の書類の提出、第11条第1項の交付申請の取下げ、第12条の変更交付申請及び第13条の完了報告について、法令に反しない限りにおいて、第3条第3項の請負工事を実施する者に対して、これらの手続の代行を依頼（以下、これらの手続の代行を依頼された者を「手続代行者」という。）することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。また本手続の代行を通じて得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 申請者は、手続代行者に依頼した場合、市長に通知しなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

#### (検査)

- 第15条 市長は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は検査を実施できるものとする。

#### (補助金の確定通知)

- 第16条 市長は、第13条の規定により完了報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、交付額確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の通知により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

#### (適正管理義務)

- 第17条 補助事業者は、補助対象設備の適正な維持管理に努めなければならない。

#### (運転状況等の報告)

- 第18条 市長は、補助事業者に対して、補助対象設備の運転状況等について報告を求めることができる。
- 2 補助事業者は、市長から報告を求められた際は、補助対象設備の運転状況等について、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の運転状況等の内容を公表することができる。

#### (処分の制限)

- 第19条 補助事業者は、補助対象設備を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する間、承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、取外し、譲渡、交換及び貸付担保に供して使用してはならない。

#### (補助金の交付決定の取消し)

- 第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請やその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 前条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (4) 天災その他特別な事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったとき。
- (5) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し、交付決定取消し通知書（様式第16号）により通知するものとする。

3 第1項の規定については、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第20条第1項の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に準じて、市長に返還すべき補助金、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(確定申告による消費税仕入控除税額)

第23条 補助事業者が消費税の納税義務者で、完了報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額をした場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第17号）によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る書類を備え、補助事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年4月1日制定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象設備（第5条関係）

補助対象設備	補助率	限度額
薪ストーブ	1/3	20万円
ペレットストーブ	1/3	20万円